

## 審査事務規程の一部改正について（第68次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - OBD検査の対象装置について、令和8年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定DTCが記録されていた場合適合しない規定を新たに加えて規定します。[1-3、9-13]
    - ・ 車線逸脱警報装置
    - ・ 側方衝突警報装置
    - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ② 「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日付け国自整第181号）発出に伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年6月17日国土交通省告示第469号）

### 3. 施行日

令和8年1月5日

新	旧																																				
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程																																				
目次(略)	目次(略)																																				
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>																																				
1-1~1-2(略)	1-1~1-2(略)																																				
<b>1-3 用語の定義</b>	<b>1-3 用語の定義</b>																																				
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。	この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>OBD 検査対象装置</td> <td>OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。  <u>① ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE)</u>  <u>②~⑨ (略)</u>  <u>⑩ 車線逸脱警報装置 (LDWS)</u>  <u>⑪ (略)</u>  <u>⑫ 側方衝突警報装置 (BSIS)</u>  <u>⑬ (略)</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	○	(略)	(略)		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 <u>① ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE)</u> <u>②~⑨ (略)</u> <u>⑩ 車線逸脱警報装置 (LDWS)</u> <u>⑪ (略)</u> <u>⑫ 側方衝突警報装置 (BSIS)</u> <u>⑬ (略)</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>OBD 検査対象装置</td> <td>OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。  <u>(新設)</u>  <u>①~⑧ (略)</u>  <u>(新設)</u>  <u>⑨ (略)</u>  <u>(新設)</u>  <u>⑩ (略)</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	○	(略)	(略)		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 <u>(新設)</u> <u>①~⑧ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>⑨ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>⑩ (略)</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																																			
(略)	(略)	(略)																																			
○	(略)	(略)																																			
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 <u>① ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE)</u> <u>②~⑨ (略)</u> <u>⑩ 車線逸脱警報装置 (LDWS)</u> <u>⑪ (略)</u> <u>⑫ 側方衝突警報装置 (BSIS)</u> <u>⑬ (略)</u>																																			
	(略)	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
分類	用語	内容																																			
(略)	(略)	(略)																																			
○	(略)	(略)																																			
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 <u>(新設)</u> <u>①~⑧ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>⑨ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>⑩ (略)</u>																																			
	(略)	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
1-3-1(略)	1-3-1(略)																																				
1-4~1-6(略)	1-4~1-6(略)																																				
<b>第2章~第3章(略)</b>	<b>第2章~第3章(略)</b>																																				
<b>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b>	<b>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b>																																				
4-1~4-4(略)	4-1~4-4(略)																																				
<b>4-5 製作年月日等</b>	<b>4-5 製作年月日等</b>																																				
<b>4-5-1 製作年月日</b>	<b>4-5-1 製作年月日</b>																																				
自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。 (1) 法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)には、次のいずれかの日とする。 ただし、令和6年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車	自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。 (1) 法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)には、次のいずれかの日とする。 ただし、令和6年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車																																				

新	旧
<p>特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」(平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号)に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車(4-5-2 の自動車を除く。)については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。(適用関係告示第 1 条第 4 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次のアからケまでのいずれかに該当する自動車にあつては、それぞれに掲げる年月日とすることができる。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-5-2 (略)</p> <p>4-6 (略)</p> <p><b>4-7 審査の実施方法等</b></p> <p><b>4-7-1 審査の実施方法</b></p> <p>(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は <u>4-7-1-1 及び 4-7-1-2 並びに</u> 第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p><u>(削除) ※4-7-1-1 に移動</u></p>	<p>特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」(平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号)に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であつて、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車(4-5-2 の自動車を除く。)については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。(適用関係告示第 1 条第 4 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次のアからケまでのいずれかに該当する自動車にあつては、それぞれに掲げる年月日とすることができる。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-5-2 (略)</p> <p>4-6 (略)</p> <p><b>4-7 審査の実施方法等</b></p> <p><b>4-7-1 審査の実施方法</b></p> <p>(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は <u>(2) から (4) まで及び</u> 第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p><u>(2) 新規検査又は予備検査</u></p> <p><u>① 構造に関する審査</u> <u>次に掲げる事項について、3 次元測定・画像取得装置、車高測定機(高さに限る。)、重量計、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。</u> <u>ただし、3 次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻尺等を用いて審査する。</u> <u>この場合において、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定すること</u></p>

新	旧																						
	<p>ができるときに限り、視認等により審査することができる。</p> <p>ただし、完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、同様とする。</p> <p>ア 長さ、幅及び高さ  イ 最低地上高  ウ 車両重量及び車両総重量  エ 車輪にかかる荷重  オ かじ取車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合  カ 最大安定傾斜角度  キ 最小回転半径  ク 接地部及び接地圧</p> <p>② 装置に関する審査（その1）  次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。</p> <p>この場合において、ア、イ及びコに掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ、カ、ク及びケに掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1261 810 2085 1295"> <tbody> <tr> <td>ア かじ取車輪の整列状態</td> <td>サイドスリップ・テスト</td> </tr> <tr> <td>イ 制動装置の性能及び制動能力</td> <td>ブレーキ・テスト</td> </tr> <tr> <td>ウ 自動車が発する騒音の大きさ</td> <td>騒音計等</td> </tr> <tr> <td>エ 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</td> <td>一酸化炭素測定器</td> </tr> <tr> <td>オ 自動車から排出される炭化水素の濃度</td> <td>炭化水素測定器</td> </tr> <tr> <td>カ 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</td> <td>黒煙測定器</td> </tr> <tr> <td>キ 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</td> <td>オパシメータ</td> </tr> <tr> <td>ク 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</td> <td>前照灯試験機</td> </tr> <tr> <td>ケ 警音器の音の大きさ</td> <td>騒音計等</td> </tr> <tr> <td>コ 速度計の指度の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> <tr> <td>サ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</td> <td>検査用スキャンツール</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 装置に関する審査（その2）  次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。</p> <p>この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定す</p>	ア かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト	イ 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト	ウ 自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等	エ 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器	オ 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器	カ 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器	キ 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ	ク 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機	ケ 警音器の音の大きさ	騒音計等	コ 速度計の指度の誤差	速度計試験機	サ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール
ア かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト																						
イ 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト																						
ウ 自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等																						
エ 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器																						
オ 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器																						
カ 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器																						
キ 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ																						
ク 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機																						
ケ 警音器の音の大きさ	騒音計等																						
コ 速度計の指度の誤差	速度計試験機																						
サ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール																						

新	旧
	<p><u>ることができるときに限り、視認等により審査することができる。</u></p> <p><u>ア 動力伝達装置</u>  <u>イ 走行装置</u>  <u>ウ 操縦装置</u>  <u>エ 制動装置</u>  <u>オ 緩衝装置</u>  <u>カ 燃料装置</u>  <u>キ 車枠及び車体</u>  <u>ク 連結装置</u>  <u>ケ 物品積載装置</u>  <u>コ 内圧容器及びその附属装置</u></p> <p>④ <u>装置に関する審査（その3）</u>  <u>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</u></p> <p><u>ア 原動機</u>  <u>イ 電気装置</u>  <u>ウ 乗車装置</u>  <u>エ 前面ガラスその他の窓ガラス</u>  <u>オ 騒音防止装置</u>  <u>カ ばい煙等の発散防止装置</u>  <u>キ 灯火装置及び反射器</u>  <u>ク 警報装置</u>  <u>ケ 指示装置</u>  <u>コ 視野を確保する装置</u>  <u>サ 走行距離計その他の計器</u>  <u>シ 防火装置</u>  <u>ス 運行記録計</u>  <u>セ 速度表示装置</u>  <u>ソ 自動運行装置</u></p> <p>⑤ <u>乗車定員又は最大積載量の算定</u>  <u>次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</u></p> <p><u>ア 構造に関する事項</u>  <u>①のイからカまで及びクに掲げる事項</u></p> <p><u>イ 装置</u>  <u>③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置</u></p> <p>⑥ <u>完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査</u>  <u>型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、②（多仕様自動車にあつては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に</u></p>

新	旧
<p>(削除) ※4-7-1-2 に移動</p>	<p>含まれているものに限る。)、③(多仕様自動車は③ケを除く。)、④才及びカの審査を書面審査に代えるものとする。  ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p>ア 型式指定自動車  (ア) 完成検査終了証(審査当日において発行後9か月を経過していないものに限る。)があること  (イ) 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと(諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。)  (ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。)</p> <p>イ 多仕様自動車  (ア) 出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)があること  (イ) 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ取装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警告音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと  (ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。)</p> <p>(3) 継続検査</p> <p>① 構造に関する審査(その1)  次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。  この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号)及び「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の細部取扱いについて(平成7年11月16日付け自技第235号)を踏まえて審査するものとする。  なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。</p> <p>ア 長さ、幅及び高さ  イ 車両重量及び車両総重量  ウ 乗車定員  エ 用途及び車体の形状</p> <p>② 構造に関する審査(その2)  次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>ア 最低地上高  イ 最大安定傾斜角度</p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(3)～(7) (略)</u></p> <p><b>4-7-1-1 新規検査、予備検査又は構造等変更検査</b></p> <p><u>(1) 自動車の種別、自動車の用途及び車体の形状の判定</u></p> <p>① <u>自動車の種別は、自動車の構造及び原動機並びに自動車の長さ、幅及び高さに応じ、「小型自動車」、「普通自動車」又は「大型特殊自動車」の別を判定するものとする。</u></p> <p>なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうち、<u>長さ、幅及び高さ</u>が最大となる場合の種別とするものとする。</p> <p>② <u>自動車の用途の分類は、用途区分通達により区分し判定するものとする。</u></p> <p>なお、次に掲げるような自動車は公共用応急作業自動車として取扱うものとする。</p> <p><u>ア</u> 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車</p> <p><u>イ</u> 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和34年自車第165号)による移動無線自動車</p> <p><u>ウ</u> 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和35年自車第523号)による水防用自動車</p> <p><u>エ</u> 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」(昭和40年鉄総第413号の3)により指定を受けた自動車</p> <p><u>オ</u> 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和48年3月22日付け自車第188号)における応急作業に使用する自動車</p> <p>③ <u>車体の形状は、次表左欄の自動車の分類に応じた同表右欄のいずれかのうちから判定するものとする。</u></p>	<p><u>ウ 最小回転半径</u></p> <p>③ <u>装置に関する審査</u></p> <p><u>(2) ②から④までの規定に準じて審査するものとする。</u></p> <p><u>(4) 臨時検査又は構造等変更検査</u></p> <p>① <u>保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(2)の規定に準じて審査するものとする。</u></p> <p>② <u>①以外の部分については、(3)の規定に準じて審査するものとする。</u></p> <p><u>(5) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(令和2年国土交通省告示第1331号)関係)</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(6)～(10) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※5-3-5から移動</p> <p>なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうち<u>の諸元</u>が最大となる場合の種別とするものとする。</p> <p>※5-3-6(2)から移動</p> <p><u>(2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。</u></p> <p>なお、次に掲げるような自動車は公共用応急作業自動車として取扱うものとする。</p> <p>① 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車</p> <p>② 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和34年自車第165号)による移動無線自動車</p> <p>③ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和35年自車第523号)による水防用自動車</p> <p>④ 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」(昭和40年鉄総第413号の3)により指定を受けた自動車</p> <p>⑤ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和48年3月22日付け自車第188号)における応急作業に使用する自動車</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※5-3-8から移動</p>

新		旧	
自動車の分類	車体の形状	自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」	乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」
	「オートバイ」「側車付オートバイ」		「オートバイ」「側車付オートバイ」
	「三輪箱型」「三輪幌型」		「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」	乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」
	「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」		「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」
	「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」		「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」
	「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」		「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」
	「セミトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」		「セミトレーラ」 <u>(注1)</u> 「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」
	「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」		「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」
	「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」		「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」
特種用途自動車 <u>(注1)</u> <u>(注2)</u>	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」	特種用途自動車 <u>(注2)</u> <u>(注3)</u>	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」		【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」
	【用途区分通達 4-1-3 (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」		【用途区分通達 4-1-3 (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」
	【用途区分通達 4-1-3 (2) 患者、車いす利用者等を輸送する		【用途区分通達 4-1-3 (2) 患者、車いす利用者等を輸送する

新		旧	
	<p>ための特種な乗車設備を有する自動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」</p> <p>【用途区分通達 4-1-3 (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」</p> <p>【用途区分通達 4-1-3 (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】 「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」</p>		<p>ための特種な乗車設備を有する自動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」</p> <p>【用途区分通達 4-1-3 (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」</p> <p>【用途区分通達 4-1-3 (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】 「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」</p>
大型特殊自動車 <u>(注1)</u>	<p>【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が 3m<sup>3</sup> 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレイカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が 3t 未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ポール・トレーラ」</p> <p>【用途が「建設機械」となるもの】 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 以上のもの)「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」(積載容量が 3m<sup>3</sup> 以上のもの)「アスファルト・フィニッシャ」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 以上のもの)「ブルドーザ」(車両重量が 3t 以上のもの)</p>	大型特殊自動車 <u>(注2)</u>	<p>【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が 3m<sup>3</sup> 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレイカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が 3t 未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ポール・トレーラ」</p> <p>【用途が「建設機械」となるもの】 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 以上のもの)「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」(積載容量が 3m<sup>3</sup> 以上のもの)「アスファルト・フィニッシャ」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 以上のもの)「ブルドーザ」(車両重量が 3t 以上のもの)</p>

新	旧
<p><u>(削除) ※5-3-8 に残置</u></p> <p><u>注 1.</u> 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨を付記した形状とする。          なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22. に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。  <u>〈例〉</u>          「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p><u>注 2.</u> 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨を付記した形状とする。<u>(最後尾の「車」を除く。)</u>  <u>〈例〉</u>          「粉粒体運搬車」→ 粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ</p>	<p><u>注 1.</u> <u>車両運搬用トラクタ (いわゆる亀の子トラクタ) に牽引される車両運搬用セミトレーラにあつては、課税対象であることに注意すること。</u></p> <p><u>注 2.</u> 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨 <u>(例△△二輪、△△三輪) を付記すること。</u>          なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22. に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。  <u>・次の例に示すように付記する。</u>          「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p><u>注 3.</u> 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨 <u>(例〇〇セミトレーラ、〇〇フルトレーラ、ドリー付〇〇トレーラ) を付記すること。</u>  <u>・次の例に示すように付記する。(最後尾の「車」を除く。)</u>          「粉粒体運搬車」→ 粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ</p>
<p><u>(2) 構造に関する審査</u></p> <p><u>①</u> 次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機、重量計、傾斜角度測定機、<u>巻尺</u>等を用いて審査するものとする。</p> <p><u>ただし</u>、ア、ウ (車両重量に限る。) 及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</p> <p><u>また</u>、完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ (車両重量に限る。) 及びエに掲げる事項についても、<u>保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができるものとする。</u></p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>②</u> <u>①ウ (車両重量に限る。)</u> に掲げる事項について、事務所等に設置されている重量計で測定することが困難な場合には、計量法 (平成4年法律第51号) 第110条の2の規定に基づく証明書により審査するものとする。          なお、当該証明書は、審査依頼があった自動車と同一の状態で測定したものであること。</p> <p><u>③</u> 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合には、<u>①ア又はウに掲げる事項について、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて (依命通達)」 (令和7年12月12日付)</u></p>	<p><u>※4-7-1 (2) から移動</u></p> <p><u>①</u> 構造に関する審査          次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機 <u>(高さに限る。)</u>、重量計、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。  <u>ただし、3次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻尺等を用いて審査する。</u>  <u>この場合において</u>、ア、ウ (車両重量に限る。) 及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。  <u>ただし</u>、完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ (車両重量に限る。) 及びエに掲げる事項についても、<u>同様</u>とする。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧								
<p><u>国自整第 181 号) を踏まえて審査するものとする。</u>  <u>なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。</u></p> <p>(3) 装置に関する審査 (その 1)  次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。  この場合において、①、②及び⑩に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、③、⑥、⑧及び⑨に掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="230 560 1104 627"> <thead> <tr> <th>審査事項</th> <th>器具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑩ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 装置に関する審査 (その 2)  次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用い、<u>また、必要に応じ手指で揺する等</u>して審査するものとする。  この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(5) 装置に関する審査 (その 3)  次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>(6) 乗車定員又は最大積載量の算定  次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</p> <p>① 構造に関する事項  (2) ①のイからカまで及びクに掲げる事項</p> <p>② 装置  (4) ①から⑤まで及び⑦から⑨までに掲げる装置並びに (5) ①及び③に掲げる装置</p> <p>(7) 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査  型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、(3) (多仕様自動車にあつては、(3) ①から⑩までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、(4) (多仕様自動車は (4) ⑨を除く。)、(5) ⑤及び⑥の審査を書面審査に代えるものとする。  ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査</p>	審査事項	器具	①～⑩ (略)	(略)	<p>※4-7-1 (2) から移動</p> <p>② 装置に関する審査 (その 1)  次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。  この場合において、ア、イ及びコに掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ、カ、ク及びケに掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1243 560 2072 627"> <thead> <tr> <th>(新設)</th> <th>(新設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～サ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 装置に関する審査 (その 2)  次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。  この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>④ 装置に関する審査 (その 3)  次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>⑤ 乗車定員又は最大積載量の算定  次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</p> <p>ア 構造に関する事項  ①のイからカまで及びクに掲げる事項</p> <p>イ 装置  ③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置</p> <p>⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査  型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、② (多仕様自動車にあつては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、③ (多仕様自動車は③ケを除く。)、④オ及びカの審査を書面審査に代えるものとする。  ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、</p>	(新設)	(新設)	ア～サ (略)	(略)
審査事項	器具								
①～⑩ (略)	(略)								
(新設)	(新設)								
ア～サ (略)	(略)								

新	旧
<p>を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車 ア～ウ (略)</p> <p>② 多仕様自動車 ア～ウ (略)</p> <p><b>4-7-1-2 継続検査</b></p> <p>(1) 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 この場合において、①又は②については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号)及び「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の細部取扱いについて(平成7年11月16日付け自技第235号)を踏まえて審査するものとする。 なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) 構造に関する審査 (その2) 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 装置に関する審査 4-7-1-1 (3) から (5) までの規定に準じて審査するものとする。</p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>4-7-3 (略)</b></p> <p><b>4-8～4-11 (略)</b></p> <p><b>4-12 書面の提出又は提示</b></p> <p>4-12-1 (略)</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p>	<p>審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p>ア 型式指定自動車 ア～ウ (略)</p> <p>イ 多仕様自動車 ア～ウ (略)</p> <p>(新設) ※4-7-1 (3) から移動</p> <p>(3) 継続検査</p> <p>① 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号)及び「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の細部取扱いについて(平成7年11月16日付け自技第235号)を踏まえて審査するものとする。 なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>② 構造に関する審査 (その2) 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>③ 装置に関する審査 ② ②から④までの規定に準じて審査するものとする。</p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>4-7-3 (略)</b></p> <p><b>4-8～4-11 (略)</b></p> <p><b>4-12 書面の提出又は提示</b></p> <p>4-12-1 (略)</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p>

新	旧
<p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>4-13～4-23 (略)</p> <p><b>4-24 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</b></p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を次に掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により自動車検査証又は登録識別情報等通知書の記載事項又は記録事項と同一であると判断できる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>① 卷尺等により測定して算出した容量が 200ℓ 未満の燃料タンク</p> <p>ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であつて、表示された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 30ℓ 以内のときは、表示された容量</p> <p>イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であつて、提示された燃料タンク計算書等に記載された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 30ℓ 以内のときは、提示された燃料タンク計算書等に記載された容量</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合は、卷尺等により測定して算出した容量の 10ℓ 未満を切り捨てた値</p> <p>② 卷尺等により測定して算出した容量が 200ℓ 以上の燃料タンク</p> <p>ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であつて、表示された容量と卷尺</p>	<p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1 (2) ②から⑤までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1 (2) ②から⑤までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>4-13～4-23 (略)</p> <p><b>4-24 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</b></p> <p>(1) 普通自動車であつて、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を 5-3-15 (5) に規定する方法により算定するものとする。</p> <p>ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により自動車検査証又は登録識別情報等通知書の記載事項又は記録事項と同一であると判断できる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>※5-3-15 (5) から移動</p> <p>① 卷尺等により測定して算出した容量が 200ℓ 未満の燃料タンク</p> <p>ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であつて、表示された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 30ℓ 以内のときは、表示された容量</p> <p>イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であつて、燃料タンク計算書等の提示により申請があつた容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 30ℓ 以内のときは、燃料タンク計算書等の提示により申請があつた容量</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合は、卷尺等により測定して算出した容量の 10ℓ 未満を切り捨てた値</p> <p>② 卷尺等により測定して算出した容量が 200ℓ 以上の燃料タンク</p> <p>ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であつて、表示された容量と卷尺</p>

新	旧
<p>等により測定して算出した容量との相違が 40ℓ 以内のときは、表示された容量</p> <p>イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であって、<u>提示された</u>燃料タンク計算書等に<u>記載された</u>容量と巻尺等により測定して算出した容量との相違が 40ℓ 以内のときは、<u>提示された</u>燃料タンク計算書等に<u>記載された</u>容量</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合は、巻尺等により測定して算出した容量を 50ℓ 単位とし、端数を切り捨てた値</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する<u>普通自動車であって</u>車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、継続検査を行う場合には、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が当該自動車の自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により確認するものとする。</p> <p>ただし、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が記載又は記録されていない場合にあっては、この限りでない。</p> <p><b>4-25～4-28</b> (略)</p> <p><b>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b></p> <p><b>5-1～5-2</b> (略)</p> <p><b>5-3 審査結果通知情報</b></p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p><b>5-3-1～5-3-4</b> (略)</p> <p><b>5-3-5 自動車の種別</b></p> <p>自動車の種別は、<u>4-7-1-1 (1) ①により判定した種別に応じ、次のいずれかとするものとする。</u></p> <p>※4-7-1-1 (1) ①に移動</p> <p>① <u>普通自動車にあつては「普通」</u></p> <p>② <u>小型自動車にあつては「小型」</u></p> <p>③ <u>大型特殊自動車にあつては「大型特殊」</u></p> <p><b>5-3-6 用途</b></p> <p>用途は、<u>4-7-1-1 (1) ②により判定した区分に応じ、次のいずれかとするものとする。</u></p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(削除) ※4-7-1-1 (1) ②に移動</u></p>	<p>尺等により測定して算出した容量との相違が 40ℓ 以内のときは、表示された容量</p> <p>イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であって、燃料タンク計算書等の<u>提示により申請があつた</u>容量と巻尺等により測定して算出した容量との相違が 40ℓ 以内のときは、燃料タンク計算書等の<u>提示により申請があつた</u>容量</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合は、巻尺等により測定して算出した容量を 50ℓ 単位とし、端数を切り捨てた値</p> <p>(2) <u>普通自動車であつて</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、継続検査を行う場合には、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が当該自動車の自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により確認するものとする。</p> <p>ただし、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が記載又は記録されていない場合にあっては、この限りでない。</p> <p><b>4-25～4-28</b> (略)</p> <p><b>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b></p> <p><b>5-1～5-2</b> (略)</p> <p><b>5-3 審査結果通知情報</b></p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p><b>5-3-1～5-3-4</b> (略)</p> <p><b>5-3-5 自動車の種別</b></p> <p>自動車の種別は、<u>「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかとするものとする。</u></p> <p><u>なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別とするものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>5-3-6 用途</b></p> <p>(1) 用途は、<u>(2) の区分により</u>次のいずれかとするものとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。</u></p> <p><u>なお、次に掲げるような自動車は公共用応急作業自動車として取扱うものとする。</u></p> <p>① <u>電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車</u></p> <p>② <u>「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和 34 年自車第 165 号)による移動無線自動車</u></p>

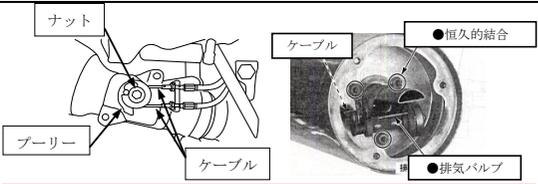
新	旧																				
<p>5-3-7 (略)</p> <p>5-3-8 車体の形状</p> <p>車体の形状は、<u>4-7-1-1 (1) ③により判定した</u>ものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあっては、「その他」を選択し、自由入力欄に入力するものとする。</p> <p><u>また、車両運搬用トラクタ（いわゆる亀の子トラクタ）に牽引されるセミトレーラにあっては、「セミトレーラ（課税対象）」を選択すること。</u></p> <p><u>(削除) ※4-7-1-1 (1) ③に移動</u></p>	<p>③ <u>「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和 35 年自車第 523 号) による水防用自動車</u></p> <p>④ <u>「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」(昭和 40 年鉄総第 413 号の 3) により指定を受けた自動車</u></p> <p>⑤ <u>「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和 48 年 3 月 22 日付け自車第 188 号) における応急作業に使用する自動車</u></p> <p>5-3-7 (略)</p> <p>5-3-8 車体の形状</p> <p>車体の形状は、<u>下表のいずれかとする</u>ものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあっては、「その他」を選択し、自由入力欄に<u>注釈に基づき</u>入力するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 624 2085 1423"> <thead> <tr> <th>自動車の分類</th> <th>車体の形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">乗用自動車</td> <td><u>「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「オートバイ」「側車付オートバイ」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「三輪箱型」「三輪幌型」</u></td> </tr> <tr> <td>乗合自動車</td> <td><u>「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">貨物自動車</td> <td><u>「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「セミトレーラ」（注 1）「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」</u></td> </tr> <tr> <td><u>「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」</u></td> </tr> <tr> <td><u>【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】</u></td> </tr> <tr> <td>特種用途自動車 (注 2) (注 3)</td> <td><u>「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するため</u></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の分類	車体の形状	乗用自動車	<u>「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」</u>	<u>「オートバイ」「側車付オートバイ」</u>	<u>「三輪箱型」「三輪幌型」</u>	乗合自動車	<u>「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」</u>	貨物自動車	<u>「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」</u>	<u>「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」</u>	<u>「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」</u>	<u>「セミトレーラ」（注 1）「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」</u>	<u>「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」</u>	<u>「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」</u>	<u>【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】</u>	特種用途自動車 (注 2) (注 3)	<u>「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」</u>		<u>【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するため</u>
自動車の分類	車体の形状																				
乗用自動車	<u>「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」</u>																				
	<u>「オートバイ」「側車付オートバイ」</u>																				
	<u>「三輪箱型」「三輪幌型」</u>																				
乗合自動車	<u>「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」</u>																				
貨物自動車	<u>「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」</u>																				
	<u>「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」</u>																				
	<u>「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」</u>																				
	<u>「セミトレーラ」（注 1）「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」</u>																				
	<u>「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」</u>																				
	<u>「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」</u>																				
	<u>【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】</u>																				
特種用途自動車 (注 2) (注 3)	<u>「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」</u>																				
	<u>【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するため</u>																				

新	旧	
		<p><u>の自動車】</u>  <u>「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」</u>  <u>【用途区分通達 4-1-3 (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】</u>  <u>「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「オートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」</u>  <u>【用途区分通達 4-1-3 (2) 患者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車】</u>  <u>「患者輸送車」「車いす移動車」</u>  <u>【用途区分通達 4-1-3 (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】</u>  <u>「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」</u>  <u>【用途区分通達 4-1-3 (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】</u>  <u>「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」</u></p>
	<p>大型特殊自動車  <u>(注2)</u></p>	<p><u>【用途が「一」となるもの】</u>  <u>「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m³未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スィーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農</u></p>

新	旧																														
	<p>業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ボール・トレーラ」</p> <p>【用途が「建設機械」となるもの】</p> <p>「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」（車両重量が8t以上のもの）「ロード・ローラ」（車両重量が8t以上のもの）「グレーダ」（車両重量が5t以上のもの）「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」（積載容量が3m<sup>3</sup>以上のもの）「アスファルト・フィニッシャ」「ダンプ」（積載容量（能力）が15t以上のもの）「ブルドーザ」（車両重量が3t以上のもの）</p> <p>注1. 車両運搬用トラクタ（いわゆる亀の子トラクタ）に牽引される車両運搬用セミトレーラにあつては、課税対象であることに注意すること。</p> <p>注2. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を付記すること。</p> <p>なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15（1）22.に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。</p> <p>・次の例に示すように付記する。</p> <p>「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p>注3. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨（例○○セミトレーラ、○○フルトレーラ、ドリー付○トレーラ）を付記すること。</p> <p>・次の例に示すように付記する。（最後尾の「車」を除く。）</p> <p>「粉粒体運搬車」→ 粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ</p>																														
<p>5-3-9～5-3-14（略）</p> <p>5-3-15 備考欄</p>	<p>5-3-9～5-3-14（略）</p> <p>5-3-15 備考欄</p>																														
<p>(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p>	<p>(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録を要する自動車</th> <th>記録されるべき趣旨</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>37. 7-2-2 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>38. 7-2-2 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	37. 7-2-2 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)	38. 7-2-2 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録を要する自動車</th> <th>記録されるべき趣旨</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>37. 7-2-2 (7-2-5-2、7-2-6-2) 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>38. 7-2-2 (7-2-5-2、7-2-6-2) 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	37. 7-2-2 (7-2-5-2、7-2-6-2) 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)	38. 7-2-2 (7-2-5-2、7-2-6-2) 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																													
(略)	(略)	(略)																													
37. 7-2-2 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)																													
38. 7-2-2 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																													
(略)	(略)	(略)																													
37. 7-2-2 (7-2-5-2、7-2-6-2) 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)																													
38. 7-2-2 (7-2-5-2、7-2-6-2) 及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													

新	旧
<p>備考 ※1～※5 (略) (2) ～ (4) (略) (5) 燃料タンクの容量は、<u>4-24 (1) に規定する</u>方法により算定した値を (1) 27. に示す例により通知するものとする。 なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合であって、算定した値が自動車検査業務等実施要領 3-3-2 の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票 2 の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票 2 の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。 <u>(削除) ※4-24 (1) ①に移動</u></p> <p><u>(削除) ※4-24 (1) ②に移動</u></p> <p>5-3-16～5-3-18 (略) 5-4 (略) <b>第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)</b> 6-1～6-55 (略)</p> <p>6-56 騒音防止装置</p>	<p>備考 ※1～※5 (略) (2) ～ (4) (略) (5) 燃料タンクの容量は、<u>巻尺等により測定して算出した容量を使用して、次の方法</u>により算定した値を (1) 27. に示す例により通知するものとする。 なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合であって、算定した値が自動車検査業務等実施要領 3-3-2 の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票 2 の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票 2 の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。 <u>① 巻尺等により測定して算出した容量が 200ℓ 未満の燃料タンク</u> <u>ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であって、表示された容量と巻尺等により測定して算出した容量との相違が 30ℓ 以内のときは、表示された容量</u> <u>イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であって、燃料タンク計算書等の提示により申請があった容量と巻尺等により測定して算出した容量との相違が 30ℓ 以内のときは、燃料タンク計算書等の提示により申請があった容量</u> <u>ウ ア及びイに該当しない場合は、巻尺等により測定して算出した容量の 10ℓ 未満を切り捨てた値</u> <u>② 巻尺等により測定して算出した容量が 200ℓ 以上の燃料タンク</u> <u>ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であって、表示された容量と巻尺等により測定して算出した容量との相違が 40ℓ 以内のときは、表示された容量</u> <u>イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であって、燃料タンク計算書等の提示により申請があった容量と巻尺等により測定して算出した容量との相違が 40ℓ 以内のときは、燃料タンク計算書等の提示により申請があった容量</u> <u>ウ ア及びイに該当しない場合は、巻尺等により測定して算出した容量を 50ℓ 単位とし、端数を切り捨てた値</u></p> <p>5-3-16～5-3-18 (略) 5-4 (略) <b>第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)</b> 6-1～6-55 (略)</p> <p>6-56 騒音防止装置 <u>7-56 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><b>6-56-1 装備要件</b>            内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、6-56-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)</p> <p><b>6-56-2 性能要件</b></p> <p><b>6-56-2-1 視認等による審査</b>            (1) 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。            ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。            ② 消音器本体が切断されていないこと。            ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。            ④ 消音器に破損又は腐食がないものであること。            ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。            (2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、            (1) ⑤の規定に適合しないものとする。            ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの            ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</p> <p><b>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</b>            ●は恒久的結合が必要な部位を表す。</p> <p><b>【例 1】</b></p> <p><b>【例 2】</b></p>	<p><u>(1) 7-56-2-2 (4) の基準は適用しない。</u>  <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
	
<p><b>6-56-2-2 書面等による審査</b></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) (2) から (4) までの自動車以外の自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u></p>	
<p>[側車付二輪自動車及び三輪自動車]</p>	<p>[側車付二輪自動車及び三輪自動車]</p>
<p>(2) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車については、<u>騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。</u></p>	<p>(2) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>[二輪自動車]</p>	<p>[二輪自動車]</p>
<p>(3) <u>二輪自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</u></p>	
<p>① (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>② 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-04-S8 の 6. に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 34 項関係)  ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 27 項関係)  なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p>	<p>(4) 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-04-S8 の 6. に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 34 項関係)  ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 27 項関係)  なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p>
<p>ア～イ (略)</p>	<p>①～② (略)</p>
<p>③ (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>④ 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限</p>	<p>(6) 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限る。）につ</p>

新	旧
<p>る。)については③の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項関係)</p> <p><u>ア～イ</u> (略)</p> <p>[二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車]</p> <p><u>(4) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</u></p> <p>① 自動車は、UN R51-03-S10 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造でなければならない。(細目告示第 40 条第 1 項関係)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関係)</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 令和 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの <u>(ア)～(イ)</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車は、①の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm<sup>3</sup> を超え 1495cm<sup>3</sup> 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S10 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 9 月 1 日) から令和 9 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 10 年 8 月 31 日) までに製作された自動車であつ</p>	<p>いては <u>(5)</u> の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項関係)</p> <p><u>①～②</u> (略)</p> <p>[二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車]</p> <p><u>(7) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u></p> <p>は、UN R51-03-S10 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造でなければならない。(細目告示第 40 条第 1 項関係)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関係)</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> 令和 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの <u>ア～イ</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>(8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。</u></p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm<sup>3</sup> を超え 1495cm<sup>3</sup> 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S10 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 9 月 1 日) から令和 9 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 10 年 8 月 31 日) までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p>

新	旧
<p>て次に掲げるもの  <u>(7) ~ (イ)</u> (略)  <u>ウ ~ エ</u> (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車は、<u>①</u>の規定中、「フェーズ3」を「フェーズ1」と読み替えることができる。  ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm<sup>3</sup>を超え1495cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p><u>ア</u> (略)  <u>イ</u> 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>(7) ~ (イ)</u> (略)  <u>ウ ~ エ</u> (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車は、<u>①</u>の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第37項関係)</p> <p><u>ア</u> (略)  <u>イ</u> 令和5年1月4日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>(7) ~ (イ)</u> (略)  <u>ウ</u> (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる自動車は、<u>①</u>の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S5」と「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p><u>ア</u> (略)  <u>イ</u> 令和2年9月25日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>(7) ~ (イ)</u> (略)  <u>ウ</u> (略)</p> <p>⑥ 次に掲げる自動車は、<u>①</u>の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S2」と「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第32項関係)</p> <p><u>ア</u> (略)  <u>イ</u> 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>(7) ~ (イ)</u> (略)  <u>ウ</u> (略)</p> <p>⑦ 次に掲げる自動車は、<u>①</u>の規定を適用しない。(適用関係告示第27条第28項関係)</p>	<p><u>ア ~ イ</u> (略)  <u>③ ~ ④</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 次に掲げる自動車は、<u>(7)</u>の規定中、「フェーズ3」を「フェーズ1」と読み替えることができる。  ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm<sup>3</sup>を超え1495cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① (略)  ② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>ア ~ イ</u> (略)  <u>③ ~ ④</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> 次に掲げる自動車は、<u>(7)</u>の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第37項関係)</p> <p>① (略)  ② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>ア ~ ウ</u> (略)  ③ (略)</p> <p><u>(11)</u> 次に掲げる自動車は、<u>(7)</u>の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S5」と「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>① (略)  ② 令和2年9月25日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>ア ~ ウ</u> (略)  ③ (略)</p> <p><u>(12)</u> 次に掲げる自動車は、<u>(7)</u>の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S2」と「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第32項関係)</p> <p>① (略)  ② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  <u>ア ~ ウ</u> (略)  ③ (略)</p> <p><u>(13)</u> 次に掲げる自動車 <u>(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u> は、<u>(7)</u>の規定を適用しない。(適用関係告示第27条第28項関係)</p>

新	旧
<p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下のもの）であって、<u>は令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) ～ (イ) (略)</u></p> <p><u>ウ～オ (略)</u></p> <p><u>(5) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 次のいずれかの表示がある消音器。</u></p> <p><u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</u></p> <p><u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</u></p> <p><u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u></p> <p><u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u></p> <p><u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u></p> <p><u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u></p> <p><u>(イ) 株式会社 JQR</u></p> <p><u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u></p> <p><u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u></p> <p><u>② 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際には原本を提示するものとする。）を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により (2) の基準に適合することが明らかである自動車が現に備えている消音器。</u></p> <p><u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u></p>	<p><u>① (略)</u></p> <p><u>② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下のもの）であっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア～イ (略)</u></p> <p><u>③～⑤ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ア 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u></p> <p><u>イ 原動機の型式</u></p> <p><u>ウ 最高出力</u></p> <p><u>エ 変速機の種類</u></p> <p><u>オ 消音器の個数</u></p> <p><u>カ 消音器内蔵式の触媒の有無</u></p> <p><u>キ 資料中の消音器外観写真</u></p> <p><u>ク 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u>  <u>（参考）</u>  <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u>  <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u>  <u>0.95S（又は、S-20）≤S1</u></p>	
<p><u>(6) (2) の自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p><u>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u>  <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (2) に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>② 消音器の改造を行う場合であつて、加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u>  <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」I に基づく性能等確認済表示（当該表示の末尾に「S」が付されたものに限る。）により (2) に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) (3) 又は (4) の自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p><u>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u>  <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (3) 又は (4) に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>② 消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示（当該表示の末尾に「A」が付されたものに限る。）により（3）又は（4）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（3）若しくは（4）なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u></p> <p><u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（3）①から③まで又は（4）①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>(8) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものにあつては、騒音ラベルを含む。）であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（3）①から③まで又は（4）①のなお書きに定める範囲にあるものは、（3）又は（4）の前段の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u></p> <p><u>(9) 次に掲げるものは、（2）、（3）又は（4）の騒音を著しく発する改造ではないものとして騒音防止装置の性能に影響しない消音器の改造とする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u></p> <p><u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u></p> <p><u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であつて、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</u></p> <p>6-57～6-96（略）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6-57～6-96（略）</p>
<p><b>6-97 警音器</b></p> <p><b>6-97-1 装備要件</b></p> <p><u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）には、警音器を備えなければならない。（保安基準第 43 条第 1 項）</u></p> <p><u>(2) 自動車（緊急自動車を除く。）には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。</u></p> <p><u>ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときにその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置に</u></p>	<p><b>6-97 警音器</b></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ついては、この限りでない。(保安基準第 43 条第 4 項)</u></p> <p><b>6-97-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車に備える<u>警告器の警告音発生装置は、UN R28-00-S6 の 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 74「警告器の警告音発生装置の技術基準」に定める基準とする。</p> <p>(2) 自動車に備える警告器は、<u>警告音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警告音が他の交通を妨げないものとして、UN R28-00-S6 の 14. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 75「警告器の技術基準」に定める基準とする。</p> <p><b>6-97-3 欠番</b></p> <p><b>6-97-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) <u>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、6-97-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 49 条第 2 項関係)</u></p> <p>(2) <u>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、6-97-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係)</u></p> <p><b>6-97-5 従前規定の適用①</b></p> <p><u>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 2 項関係)</u></p> <p><b>6-97-5-1 装備要件</b></p> <p>(1) <u>自動車 (被牽引自動車を除く。)</u>には、警告器を備えなければならない。(保安基準第 43 条第 1 項)</p> <p>(2) <u>自動車 (緊急自動車を除く。)</u>には、車外に音を発する装置であつて警告器と紛らわしいものを備えてはならない。 ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときにその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。(保安基準第 43 条第 4 項)</p> <p><b>6-97-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p><u>警告器は、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>警告器の音の大きさ (2 以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和) は、自動車の前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上 (軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える警告器にあっては、115dB 以下の適当な大きさ) 又は自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上 (軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える警告器にあっては、112dB 以下 83dB 以上) であること。</u></p> <p>(2) <u>警告器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>7-97 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 自動車に備える警告音発生装置<u>については</u>、UN R28-00-S6 の 6. に定める基準。  ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 74「警告器の警告音発生装置の技術基準」に定める基準とする。</p> <p>(2) 自動車に備える警告器<u>については</u>、UN R28-00-S6 の 14. に定める基準。  ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 75「警告器の技術基準」に定める基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p>① 音が自動的に断続するもの  ② 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの  ③ 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの</p> <p><u>(3) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。</u></p> <p><b>6-97-6 従前規定の適用②</b>  <u>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係)</u></p> <p><b>6-97-6-1 装備要件</b>  <u>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)には、警音器を備えなければならない。(保安基準第 43 条第 1 項)</u>  <u>(2) 自動車(緊急自動車を除く。)には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。</u>  <u>ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。(保安基準第 43 条第 4 項)</u></p> <p><b>6-97-6-2 性能要件(視認等による審査)</b>  <u>警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。</u>  <u>(1) 警音器の音の大きさ(2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上(動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、115dB 以下の適当な大きさ)又は自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上(動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、112dB 以下 83dB 以上)であること。</u>  <u>(2) 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。</u>  <u>この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。</u>  ① 音が自動的に断続するもの  ② 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの  ③ 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの</p> <p><u>(3) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。</u></p> <p><b>6-98～6-109 (略)</b></p> <p><b>6-110 速度計等</b>  <b>6-110-1 装備要件</b>  (1) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><b>6-98～6-109 (略)</b></p> <p><b>6-110 速度計等</b>  <b>6-110-1 装備要件</b>  (1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、6-110-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</p> <p><b>6-110-2～6-110-5</b>（略）</p> <p><b>6-110-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 5 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p><b>6-110-6-1 装備要件</b></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、6-110-6-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。</p> <p><b>6-110-6-2</b>（略）</p> <p><b>6-110 の 2～6-125</b>（略）</p> <p><b>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b></p> <p><b>7-1</b>（略）</p> <p><b>7-2 長さ、幅及び高さ</b></p> <p><b>7-2-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあつては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。</p> <p>ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。</p> <p><b>【適用関係の整理】</b></p> <p>◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車にあつては、「外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態」を「外開き式の窓及</p>	<p>(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、6-110-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</p> <p><b>6-110-2～6-110-5</b>（略）</p> <p><b>6-110-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 5 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p><b>6-110-6-1 装備要件</b></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、6-110-6-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。</p> <p><b>6-110-6-2</b>（略）</p> <p><b>6-110 の 2～6-125</b>（略）</p> <p><b>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b></p> <p><b>7-1</b>（略）</p> <p><b>7-2 長さ、幅及び高さ</b></p> <p><b>7-2-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあつては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。</p> <p>ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。</p> <p><b>（新設）</b></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>び換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態」と読み替えるものとする。(適用関係告示第1条の2第1項関係)</u></p> <p>④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器<u>並びに周辺監視装置</u>を含むものとする。</p> <p>⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置<u>(後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置に取付けられたものを除く。)</u>については、(3)に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあつては装置を取外した状態、超えるものにあつては装置が取付けられた状態。 この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値(単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。)とする。(細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)]を除外。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p style="text-align: center;"><u>【適用関係の整理】</u> ◇平成22年3月31日以前に製作された自動車にあつては、「大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)]を除外。〕を「大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分を除外。」と読み替えることができる。(適用関係告示第1条の2第2項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。 ただし、周辺監視装置であつて(1)⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係、適用関係告示第1条の2第1項及び第3項関係)</p>	<p>④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。</p> <p>⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置については、(3)に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあつては装置を取外した状態、超えるものにあつては装置が取付けられた状態。  この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値(単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。)とする。(細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)]を除外。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。 ただし、周辺監視装置であつて(1)⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係、適用関係告示第1条の2第3項関係)</p>

新			旧		
種類	測定する状態	突出量の範囲	種類	測定する状態	突出量の範囲
外開き式の窓及び換気装置	開放した状態 ※昭和48年11月30日以前に製作された自動車に備える腕木式方向指示器にあっては、作動した状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満	外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。			注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。		
7-2-2～7-2-3 (略) <u>(削除)</u>			7-2-2～7-2-3 (略) <b>7-2-4 適用関係の整理</b> <u>(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-2-5 (従前規定の適用①) を適用する。(適用関係告示第1条の2第1項関係)</u> <u>(2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-2-6 (従前規定の適用②) を適用する。(適用関係告示第1条の2第2項関係)</u>		
<u>(削除)</u>			<b>7-2-5 従前規定の適用①</b> <u>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条の2第1項関係)</u> <b>7-2-5-1 テスタ等による審査</b> <u>(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-5-2で定めるもの)にあっては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。</u> <u>① 空車状態</u> <u>② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態</u> <u>③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。</u> <u>ただし、外開き式の窓及び換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置(格納できるものに限る。)については、この装置を格納した状態とする。</u> <u>④ 車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。</u> <u>この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火</u>		

新	旧
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>器及び反射器を含むものとする。</u></p> <p>⑤ <u>直進姿勢にある状態</u></p> <p>(2) <u>自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値(単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。)とする。</u></p> <p>① <u>長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離</u></p> <p>② <u>幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</u></p> <p>③ <u>高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離</u></p> <p>(3) <u>外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)、後写鏡、後方等確認装置並びに7-107に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあっては、作動した状態)で測定するものとし、この場合において、これらの装置(側方衝突警報装置を除く。)にあっては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)にあっては、その自動車の最外側から100mmを超えて突出してはならない。</u></p> <p><u>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。</u></p> <p>① <u>外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態</u></p> <p>② <u>側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置並びに7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態</u></p> <p><b>7-2-5-2 視認等による審査</b></p> <p><u>7-2-5-1(1)の「7-2-5-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。</u></p> <p><b>7-2-5-3 書面等による審査</b></p> <p><u>7-2-3に同じ。</u></p> <p><b>7-2-6 従前規定の適用②</b></p> <p><u>平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条の2第2項関係)</u></p> <p><b>7-2-6-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) <u>自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-6-2で定めるものにあつては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。</u></p> <p>① <u>空車状態</u></p> <p>② <u>はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されてい</u></p>

新	旧
	<p>るものについては、これらの装置を格納した状態</p> <p>③ <u>折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。</u>  <u>ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。</u></p> <p>④ <u>車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。</u>  <u>この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。</u></p> <p>⑤ <u>直進姿勢にある状態</u></p> <p>(2) <u>自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。</u></p> <p>① <u>長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離</u></p> <p>② <u>幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</u></p> <p>③ <u>高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離</u></p> <p>(3) <u>外開き式の窓及び換気装置、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに7-107に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあつては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあつては、その自動車の最外側から100mmを超えて突出してはならない。</u>  <u>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。</u></p> <p>① <u>外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態</u></p> <p>② <u>側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあつては、取付けられた状態</u></p> <p><b>7-2-6-2 視認等による審査</b>  <u>7-2-6-1 (1)の「7-2-6-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。</u></p> <p><b>7-2-6-3 書面等による審査</b>  <u>7-2-3に同じ。</u></p>

新	旧
<p><b>7-3～7-12</b> (略)</p> <p><b>7-13 かじ取装置</b>  <b>7-13-1 性能要件</b>  <b>7-13-1-1</b> (略)  <b>7-13-1-2 書面等による審査</b>  (1) ～ (4) (略)  (5) 次に掲げるかじ取装置は、<u>(4)</u>の基準に適合するものとする。  ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 91 条第 2 項関係)  ①～④ (略)  (6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、<u>(4)</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。(細目告示第 91 条第 3 項関係)  ①～④ (略)</p> <p><b>7-13-2～7-13-16</b> (略)  <b>7-14～7-24</b> (略)</p> <p><b>7-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 視認等による審査</b>  (1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係)  ① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (②及び③に掲げるものを除く。) は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。  ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。  (ア) (略)  (イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。  なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付</p>	<p><b>7-3～7-12</b> (略)</p> <p><b>7-13 かじ取装置</b>  <b>7-13-1 性能要件</b>  <b>7-13-1-1</b> (略)  <b>7-13-1-2 書面等による審査</b>  (1) ～ (4) (略)  (5) 次に掲げるかじ取装置は、<u>(3)</u>の基準に適合するものとする。  ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 91 条第 2 項関係)  ①～④ (略)  (6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、<u>(3)</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。(細目告示第 91 条第 3 項関係)  ①～④ (略)</p> <p><b>7-13-2～7-13-16</b> (略)  <b>7-14～7-24</b> (略)</p> <p><b>7-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 視認等による審査</b>  (1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係)  ① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (②及び③に掲げるものを除く。) は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。  ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。  (ア) (略)  (イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。  なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付</p>

新				旧
であること。				であること。
(略)	(略)	(略)		
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1		
(略)	(略)			
<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、<u>記載された期間にかかわらず</u>、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まで<u>に容器再検査を受けること</u>でもよい。</p>			<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。</p>	
(ウ) (略)				(ウ) (略)
イ (略)				イ (略)
②～⑩ (略)				②～⑩ (略)
(2)～(5) (略)				(2)～(5) (略)
<b>7-25-1-2 (略)</b>				<b>7-25-1-2 (略)</b>
<b>7-25-2～7-25-4 (略)</b>				<b>7-25-2～7-25-4 (略)</b>
<b>7-25-5 従前規定の適用①</b>				<b>7-25-5 従前規定の適用①</b>
昭和46年12月31日以前に製作された自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第1項関係）				昭和46年12月31日以前に製作された自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第1項関係）
<b>7-25-5-1 性能要件</b>				<b>7-25-5-1 性能要件</b>
(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。				(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。				① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。				ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
(ア) (略)				(ア) (略)
(イ) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。				(イ) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。
なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。				なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。
(略)	(略)	(略)		

新			旧		
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1
(略)	(略)		(略)	(略)	
<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、<u>記載された期間にかかわらず</u>、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まで<u>に容器再検査を受けること</u>でもよい。</p>			<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。</p>		
(ウ) (略)			(ウ) (略)		
イ (略)			イ (略)		
②～⑭ (略)			②～⑭ (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
7-25-6～7-25-11 (略)			7-25-6～7-25-11 (略)		
7-25-12 従前規定の適用⑧			7-25-12 従前規定の適用⑧		
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第6項、第14項及び第15項関係)			次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第6項、第14項及び第15項関係)		
①～③ (略)			①～③ (略)		
7-25-12-1 性能要件			7-25-12-1 性能要件		
7-25-12-1-1 視認等による審査			7-25-12-1-1 視認等による審査		
(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。			(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。		
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。			① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。		
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。			ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。		
(ア) (略)			(ア) (略)		
(イ) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。			(イ) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。		
なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限(表示があるものに限る。)及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。			なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限(表示があるものに限る。)及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1
(略)	(略)		(略)	(略)	
<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、<u>記載された期間にかかわらず</u>、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まで<u>に容器再検査を受けること</u>でもよい。</p>			<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。</p>		
(ウ) (略)			(ウ) (略)		
イ (略)			イ (略)		
②～⑩ (略)			②～⑩ (略)		
(2)～(5) (略)			(2)～(5) (略)		
7-25-12-1-2 (略)			7-25-12-1-2 (略)		
<b>7-25-13 従前規定の適用⑨</b>			<b>7-25-13 従前規定の適用⑨</b>		
次に掲げる圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第16項関係)			次に掲げる圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第16項関係)		
①～④ (略)			①～④ (略)		
<b>7-25-13-1 性能要件</b>			<b>7-25-13-1 性能要件</b>		
<b>7-25-13-1-1 視認等による審査</b>			<b>7-25-13-1-1 視認等による審査</b>		
(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車、(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。			(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車、(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。		
① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。			① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。		
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。			ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。		
(ア) (略)			(ア) (略)		
(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。			(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。		
なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。			なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。		

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1
(略)	(略)		(略)	(略)	
<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、<u>記載された期間にかかわらず</u>、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まで<u>に容器再検査を受けること</u>でもよい。</p>			<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。</p>		
(ウ) (略)			(ウ) (略)		
イ (略)			イ (略)		
②～⑩ (略)			②～⑩ (略)		
(2)～(4) (略)			(2)～(4) (略)		
7-25-13-1-2 (略)			7-25-13-1-2 (略)		
7-25-14～7-25-19 (略)			7-25-14～7-25-19 (略)		
7-26～7-27 (略)			7-26～7-27 (略)		
<b>7-28 車枠及び車体</b>			<b>7-28 車枠及び車体</b>		
<b>7-28-1 性能要件（視認等による審査）</b>			<b>7-28-1 性能要件（視認等による審査）</b>		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。			(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。		
なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、 <u>7-2-1 (2) ②【適用関係の整理】の規定を適用したものについては</u> 、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）			なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、 <u>7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものについては</u> 、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）		
①～⑪ (略)			①～⑪ (略)		
(6)～(10) (略)			(6)～(10) (略)		
7-28-2～7-28-7 (略)			7-28-2～7-28-7 (略)		
7-29～7-41 (略)			7-29～7-41 (略)		
<b>7-42 座席</b>			<b>7-42 座席</b>		
<b>7-42-1 性能要件</b>			<b>7-42-1 性能要件</b>		
7-42-1-1 (略)			7-42-1-1 (略)		
<b>7-42-1-2 書面等による審査</b>			<b>7-42-1-2 書面等による審査</b>		
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)		
(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装			(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装		

新	旧
<p>置」とする。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>①～② (略)</u></p> <p><u>(4) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び(5)の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-11-S1 の 5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.12.及び 6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-11-S1 の 5.2.4.の規定又は UN R80-04-S1 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p><u>7-42-2～7-42-10 (略)</u></p> <p><b>7-42-11 従前規定の適用⑦</b> 平成 24 年 7 月 21 日(貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日)以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p><b>7-42-11-1 性能要件</b> <b>7-42-11-1-1 (略)</b> <b>7-42-11-1-2 書面等による審査</b></p>	<p>置」とする。</p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-11-S1 の 5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16.及び 6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-11-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4.の規定、UN R80-04-S1 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p><u>③～④ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>7-42-2～7-42-10 (略)</u></p> <p><b>7-42-11 従前規定の適用⑦</b> 平成 24 年 7 月 21 日(貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日)以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p><b>7-42-11-1 性能要件</b> <b>7-42-11-1-1 (略)</b> <b>7-42-11-1-2 書面等による審査</b></p>

新	旧
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>①～② (略)</u></p> <p><u>(5) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び(6)の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-07-S3 の 5.1.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.16.及び 6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>(6) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-07-S3 の 5.1.4.の規定又は UN R80-02 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p><b>7-42-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 7 項関係)</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-07-S3 の 5.1.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、UN R17-07-S3 の 5.16 及び 6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-07-S3 の 5.1.4.の規定、UN R80-02 付録 1 (1.2.に限る。)及び付録 5 (1.3.3.に限る。)の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p><u>③～④ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-42-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 7 項関係)</p>

新	旧
<p><b>7-42-12-1 性能要件</b>  <b>7-42-12-1-1</b> (略)  <b>7-42-12-1-2 書面等による審査</b>  (1) ~ (3) (略)  (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>①~② (略)</u>  (5) <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び (6) の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-08 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u>  (6) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-08 の 5.2.4. の規定又は UN R80-02 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p><b>7-42-13 従前規定の適用⑨</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p>	<p><b>7-42-12-1 性能要件</b>  <b>7-42-12-1-1</b> (略)  <b>7-42-12-1-2 書面等による審査</b>  (1) ~ (3) (略)  (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。  <u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-08 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、UN R17-08 の 5.16 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u>  <u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-08 の 5.2.4. の規定、UN R80-02 付録 1 (1.2. に限る。)及び付録 5 (1.3.3. に限る。)の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u>  <u>③~④ (略)</u>  <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-42-13 従前規定の適用⑨</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p>

新	旧
<p>①～⑦ (略)</p> <p><b>7-42-13-1 性能要件</b></p> <p>7-42-13-1-1 (略)</p> <p><b>7-42-13-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び (5) の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u></p> <p>(5) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定又は UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p><b>7-42-14 従前規定の適用⑩</b></p> <p>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係)</p>	<p>①～⑦ (略)</p> <p><b>7-42-13-1 性能要件</b></p> <p>7-42-13-1-1 (略)</p> <p><b>7-42-13-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-42-14 従前規定の適用⑩</b></p> <p>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係)</p>

新	旧
<p>①～④ (略)</p> <p><b>7-42-14-1 性能要件</b></p> <p>7-42-14-1-1 (略)</p> <p><b>7-42-14-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び (5) の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-09-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u></p> <p>(5) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定若しくは UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p><b>7-42-15 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p><b>7-42-14-1 性能要件</b></p> <p>7-42-14-1-1 (略)</p> <p><b>7-42-14-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-42-15 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告</p>

新	旧
<p>示第 19 条第 10 項関係)  ①～④ (略)  <b>7-42-15-1 性能要件</b>  <b>7-42-15-1-1 (略)</b>  <b>7-42-15-1-2 書面等による審査</b>  (1) ～ (2) (略)  (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>①～② (略)</u>  (4) <u>専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び (5) の自動車を除く。) の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-09-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u>  (5) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (高速道路等において運行しないものを除く。) の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定若しくは UN R80-04 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p><b>7-42-16 従前規定の適用⑫</b></p>	<p>示第 19 条第 10 項関係)  ①～④ (略)  <b>7-42-15-1 性能要件</b>  <b>7-42-15-1-1 (略)</b>  <b>7-42-15-1-2 書面等による審査</b>  (1) ～ (2) (略)  (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。  ① <u>専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。) の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u>  ② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 (高速道路等において運行しないものを除く。) 及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u>  ③～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-42-16 従前規定の適用⑫</b></p>

新	旧
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第11項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-42-16-1 性能要件</b></p> <p><b>7-42-16-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-42-16-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び(5)の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-10の5.2.4の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則5.12.及び6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u></p> <p>(5) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-10又はUN R17-08-S4の5.2.4の規定若しくはUN R80-04付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第11項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-42-16-1 性能要件</b></p> <p><b>7-42-16-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-42-16-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-10の5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件5.16.及び6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-10又はUN R17-08-S4の5.2.4.の規定、UN R80-04付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><b>7-43～7-46</b> (略)</p> <p><b>7-47 年少者用補助乗車装置等</b></p> <p><b>7-47-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>①～②</u> (略)</p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p><b>7-47-3～7-47-8</b> (略)</p> <p><b>7-47-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 17 項関係)</p> <p><u>①～④</u> (略)</p> <p><b>7-47-9-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-9-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9 の 4.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p><u>ただし、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満の自動車を除く。) に取付けられるものにあつては、UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等がなく、(4) に該当しないものは (2) の基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 110 条第 3 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ</u></p>	<p><b>7-43～7-46</b> (略)</p> <p><b>7-47 年少者用補助乗車装置等</b></p> <p><b>7-47-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。</p> <p><u>① UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する装置</u></p> <p><u>②～③</u> (略)</p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p><b>7-47-3～7-47-8</b> (略)</p> <p><b>7-47-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 17 項関係)</p> <p><u>①～④</u> (略)</p> <p><b>7-47-9-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-9-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9 の 4.、6. 及び 7. <u>又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、次に掲げるものであつて損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 7-47-2 (3) ①に同じ。</u></p> <p><u>② 7-47-2 (3) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 7-47-2 (3) ③に同じ。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置</u></p> <p><u>(4) ~ (9) (略)</u> 7-48~7-55 (略)</p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b> 7-56-1 (略) 7-56-2 性能要件 7-56-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト<u>留め</u>、ナット<u>留め</u>、接着）は、 (1) ⑤の規定に適合しないものとする。 ①~② (略)</p> <p><b>7-56-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<u>著しく</u>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①~③ (略) (2) ~ (8) (略) (9) 次に掲げるものは、<u>(1) ②若しくは③又は</u> (4) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①~③ (略) (10) ~ (12) (略)</p> <p><b>7-56-3 (略)</b> <b>7-56-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①~④ (略) <u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) ~ (8) (略)</u> 7-48~7-55 (略)</p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b> 7-56-1 (略) 7-56-2 性能要件 7-56-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト<u>止め</u>、ナット<u>止め</u>、接着）は、 (1) ⑤の規定に適合しないものとする。 ①~② (略)</p> <p><b>7-56-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<u>多量に</u>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①~③ (略) (2) ~ (8) (略) (9) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①~③ (略) (10) ~ (12) (略)</p> <p><b>7-56-3 (略)</b> <b>7-56-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①~④ (略) <u>⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前の</u></p>

新	旧
<p>⑤ (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては 7-56-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(8) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-5 従前規定の適用①</b></p> <p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係）</p> <p><b>7-56-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-5-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-5-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-5-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した</p>	<p>もの</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの</u></p> <p>もの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 4 月 15 日以前のもの</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては 7-56-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 24 日以前のもの</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(8) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-5 従前規定の適用①</b></p> <p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係）</p> <p><b>7-56-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-5-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-5-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-5-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した</p>

新	旧
<p>値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-56-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-56-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-6-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-6-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-6-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を<b>著しく</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p><b>7-56-7 従前規定の適用③</b></p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p><b>7-56-7-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-7-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-7-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-7-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を<b>著しく</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基</p>	<p>値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-56-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-56-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-6-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-6-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-6-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を<b>多量に</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p><b>7-56-7 従前規定の適用③</b></p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 4 年 8 月 31 日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日)以前のもの</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p><b>7-56-7-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-7-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-7-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-7-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を<b>多量に</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基</p>

新	旧
<p>準に適合するものとする。 (2)～(5) (略)</p> <p><b>7-56-8 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～③ (略) <u>④ (削除)</u></p> <p><u>④ (略)</u></p> <p><b>7-56-8-1 (略)</b> <b>7-56-8-2 性能要件</b> <b>7-56-8-2-1 (略)</b> <b>7-56-8-2-2 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<u>著しく</u>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) (2)～(9) (略) [試験路の読み替え適用] (10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。 ①～② (略) <u>③ (削除)</u></p> <p><u>③ (略)</u></p> <p><b>7-56-9 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～② (略)</p> <p><b>7-56-9-1 (略)</b> <b>7-56-9-2 性能要件</b> <b>7-56-9-2-1 (略)</b> <b>7-56-9-2-2 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<u>著しく</u>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>準に適合するものとする。 (2)～(5) (略)</p> <p><b>7-56-8 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～③ (略) <u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの</u> <u>⑤ (略)</u></p> <p><b>7-56-8-1 (略)</b> <b>7-56-8-2 性能要件</b> <b>7-56-8-2-1 (略)</b> <b>7-56-8-2-2 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<u>多量に</u>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) (2)～(9) (略) [試験路の読み替え適用] (10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。 ①～② (略) <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの</u> <u>④ (略)</u></p> <p><b>7-56-9 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～② (略)</p> <p><b>7-56-9-1 (略)</b> <b>7-56-9-2 性能要件</b> <b>7-56-9-2-1 (略)</b> <b>7-56-9-2-2 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<u>多量に</u>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>

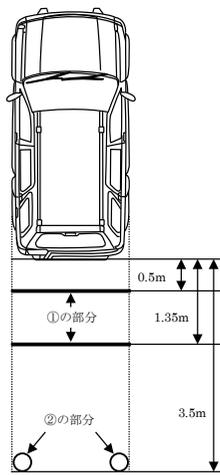
新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p><b>7-56-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ (削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-56-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-10-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<b>著しく</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ (削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-56-11-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-11-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<b>著しく</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告</p>	<p>①～② (略)</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p><b>7-56-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 4 月 15 日以前のもの</u></p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-56-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-10-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<b>多量に</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 24 日以前のもの</u></p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-56-11-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-11-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を<b>多量に</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告</p>

新	旧
<p>示第 27 条第 34 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-56-12-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-12-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-12-2-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-12-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、騒音を<b>著しく</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg (多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg) の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p><b>7-56-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-13-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-13-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-13-2-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-13-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を<b>著しく</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p><b>7-57～7-75</b> (略)</p> <p><b>7-76 昼間走行灯</b></p> <p><b>7-76-1 装備要件</b></p> <p>自動車 (側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 3 第 1 項)</p> <p>なお、二輪自動車以外の自動車に昼間走行灯を備える場合にあっては、7-66-3 (1) ⑭又は 7-67-3 (1) ⑰ (従前規定を適用する場合は 7-66-13-3 (1) ⑭又は 7-67-8-3 (1) ⑰) の規定に適合するものであること。</p> <p><b>7-76-2～7-76-3</b> (略)</p>	<p>示第 27 条第 34 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-56-12-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-12-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-12-2-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-12-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、騒音を<b>多量に</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg (多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg) の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p><b>7-56-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-13-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-13-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-13-2-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-13-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を<b>多量に</b>発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p><b>7-57～7-75</b> (略)</p> <p><b>7-76 昼間走行灯</b></p> <p><b>7-76-1 装備要件</b></p> <p>自動車 (側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 3 第 1 項)</p> <p>なお、二輪自動車以外の自動車に昼間走行灯を備える場合にあっては、7-66-3 (1) ⑭又は 7-67-3 (1) ⑰ (従前規定を適用する場合は 7-66-13-3 (1) ⑭又は 7-67-8-3 (1) ⑰) の規定に適合するものであること。</p> <p><b>7-76-2～7-76-3</b> (略)</p>

新	旧
<p>7-77~7-101 (略)</p> <p><b>7-102 車線逸脱警報装置</b></p> <p><b>7-102-1 装備要件</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な<b>装備</b>を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）</p> <p>7-102-2~7-102-6 (略)</p> <p>7-103~7-107 (略)</p> <p><b>7-108 後退時車両直後確認装置</b></p> <p><b>7-108-1 (略)</b></p> <p><b>7-108-2 性能要件</b></p> <p>後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係）</p> <p><b>7-108-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡（運転者が直接視認することができるものに限る。）若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-S5 の 15.2.1.7. を満たす場合に限るものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>① 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 0.5m 後方及び 1.35m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と地面との交線のうち、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた部分の<b>全体</b></p> <p>② (略)</p> <p><u>〈参考図〉</u></p>	<p>7-77~7-101 (略)</p> <p><b>7-102 車線逸脱警報装置</b></p> <p><b>7-102-1 装備要件</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な<b>構造</b>を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）</p> <p>7-102-2~7-102-6 (略)</p> <p>7-103~7-107 (略)</p> <p><b>7-108 後退時車両直後確認装置</b></p> <p><b>7-108-1 (略)</b></p> <p><b>7-108-2 性能要件</b></p> <p>後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係）</p> <p><b>7-108-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡（運転者が直接視認することができるものに限る。）若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-S5 の 15.2.1.7. を満たす場合に限るものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>① 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 0.5m 後方及び 1.35m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と地面との交線のうち、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた部分</p> <p>② (略)</p> <p><u>〈新設〉</u></p>

新

旧



(2) (略)

7-108-2-2 (略)

7-108-3~7-108-5 (略)

7-109 (略)

**7-110 速度計等**

**7-110-1 装備要件**

(1) (略)

(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、7-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）

7-110-2~7-110-6 (略)

7-110 の 2 (略)

**7-111 消火器**

7-111-1 (略)

**7-111-2 性能要件（視認等による審査）**

7-111-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(2) (略)

7-108-2-2 (略)

7-108-3~7-108-5 (略)

7-109 (略)

**7-110 速度計等**

**7-110-1 装備要件**

(1) (略)

(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、7-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）

7-110-2~7-110-6 (略)

7-110 の 2 (略)

**7-111 消火器**

7-111-1 (略)

**7-111-2 性能要件（視認等による審査）**

7-111-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告

新	旧								
<p><u>この場合において、消火剤の充填量は消火器1本あたりのもので判断するものとする。</u>            (保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、③ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>&lt;参考&gt;</u></p> <table border="1" data-bbox="248 437 728 576"> <tr> <td>(自動車用)</td> <td rowspan="2">国家 検定</td> <td rowspan="2">合格 証</td> </tr> <tr> <td>型式番号 消自第 ～ 号</td> </tr> </table> <p><u>備考:「自動車用」の文字は赤色とし、表示の大きさは横5cm以上縦2cm以上でなければならない。</u></p> <p><b>7-111-3～7-111-4 (略)</b></p> <p><b>7-111-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和45年5月31日以前に製作された自動車(7-111-1①から⑤までに掲げる自動車(③及び⑤に掲げる自動車にあっては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第55条第1項関係)</p> <p><b>7-111-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-111-5-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>自動車(7-111-1①から⑤までに掲げる自動車(③及び⑤に掲げる自動車にあっては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、消火剤の充填量は消火器1本あたりのもので判断するものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、②ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>&lt;参考&gt;</u></p> <table border="1" data-bbox="248 1200 728 1339"> <tr> <td>(自動車用)</td> <td rowspan="2">国家 検定</td> <td rowspan="2">合格 証</td> </tr> <tr> <td>型式番号 消自第 ～ 号</td> </tr> </table> <p><u>備考:「自動車用」の文字は赤色とし、表示の大きさは横5cm以上縦2cm以上でなければならない。</u></p> <p><b>7-111-6 従前規定の適用②</b></p>	(自動車用)	国家 検定	合格 証	型式番号 消自第 ～ 号	(自動車用)	国家 検定	合格 証	型式番号 消自第 ～ 号	<p>示第149条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、③ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-111-3～7-111-4 (略)</b></p> <p><b>7-111-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和45年5月31日以前に製作された自動車(7-111-1①から⑤までに掲げる自動車(③及び⑤に掲げる自動車にあっては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第55条第1項関係)</p> <p><b>7-111-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-111-5-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>自動車(7-111-1①から⑤までに掲げる自動車(③及び⑤に掲げる自動車にあっては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。)を除く。)に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係)</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、②ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-111-6 従前規定の適用②</b></p>
(自動車用)	国家 検定			合格 証					
型式番号 消自第 ～ 号									
(自動車用)	国家 検定	合格 証							
型式番号 消自第 ～ 号									

新	旧												
<p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 55 条第 2 項関係)</p> <p><b>7-111-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-111-6-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>アルキルアルミニウム類を運送する自動車に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、消火剤の充填量は消火器 1 本あたりのもので判断するものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 消火器の技術上の規格を定める省令 (昭和 39 年自治省令第 27 号) 第 38 条第 3 項の規定による表示がなされているものは、②ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>(参考)</u></p> <div data-bbox="244 592 728 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>(自動車用)</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">型式番号</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消自第</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">～</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">国家検定 合格証</p> </div> <p><u>備考: 「自動車用」の文字は赤色とし、表示の大きさは横 5cm 以上縦 2cm 以上でなければならない。</u></p> <p><b>7-112～7-125 (略)</b></p> <p><b>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</b></p> <p><b>8-1～8-24 (略)</b></p> <p><b>8-25 高圧ガスの燃料装置</b></p> <p><b>8-25-1 性能要件</b></p> <p><b>8-25-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (②及び③に掲げるものを除く。) は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定す</p>	型式番号						消自第	～	号				<p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 55 条第 2 項関係)</p> <p><b>7-111-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-111-6-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>アルキルアルミニウム類を運送する自動車に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 消火器の技術上の規格を定める省令 (昭和 39 年自治省令第 27 号) 第 38 条第 3 項の規定による表示がなされているものは、②ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-112～7-125 (略)</b></p> <p><b>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</b></p> <p><b>8-1～8-24 (略)</b></p> <p><b>8-25 高圧ガスの燃料装置</b></p> <p><b>8-25-1 性能要件</b></p> <p><b>8-25-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (②及び③に掲げるものを除く。) は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定す</p>
型式番号													
消自第	～	号											

新	旧																		
<p>る刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p>	<p>る刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td>20年未満</td> <td>6年 ※1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td>20年未満</td> <td>6年 ※1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)																	
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1																	
(略)	(略)																		
(略)	(略)	(略)																	
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	20年未満	6年 ※1																	
(略)	(略)																		
<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、<u>記載された期間にかかわらず</u>、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査までに<u>容器再検査を受けること</u>でもよい。</p>	<p>※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。</p>																		
<p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>																		
<p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）</p>	<p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）</p>																		
<p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。</p>	<p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>表示位置</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(例)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>  <p>〈備考〉 1～2 (略)</p> <p><u>3. 記号等の配置は UN R134 の附則 6 による。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	表示位置	表示	(略)	(略)	(例)	(略)	(略)	 <p>〈備考〉 1～2 (略)</p> <p><u>3. 記号等の配置は UN R134 の附則 6 による。</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>表示位置</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>  <p>〈備考〉 1～2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	表示位置	表示	(略)	(略)		(略)	(略)	 <p>〈備考〉 1～2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
自動車の種別	表示位置	表示																	
(略)	(略)	(例)																	
(略)	(略)	 <p>〈備考〉 1～2 (略)</p> <p><u>3. 記号等の配置は UN R134 の附則 6 による。</u></p>																	
自動車の種別	表示位置	表示																	
(略)	(略)																		
(略)	(略)	 <p>〈備考〉 1～2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>																	

新			旧		
(3) ~ (4) (略) (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ①~③ (略) ④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。			(3) ~ (4) (略) (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ①~③ (略) ④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。		
自動車の種別 (略)	表示位置 (略)	表示 (例)	自動車の種別 (略)	表示位置 (略)	表示
(略)	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側 <u>附近</u> （運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）	 <備考> 1~2 (略) <u>3. 記号等の配置は UN R110 の附則 6 による。</u>	(略)	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側 <u>附則</u> （運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）	 <備考> 1~2 (略) <u>(新設)</u>
⑤~⑦ (略) (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項、細目告示第 176 条第 6 項関係） ①~③ (略) ④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。			⑤~⑦ (略) (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項、細目告示第 176 条第 6 項関係） ①~③ (略) ④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。		
自動車の種別 (略)	表示位置 (略)	表示 (例)	自動車の種別 (略)	表示位置 (略)	表示
(略)	(略)	 <備考>	(略)	(略)	 <備考>

新			旧		
		1～2 (略) <u>3. 記号等の配置は UN R110 の附則 7 による。</u>			1～2 (略) <u>(新設)</u>
⑤～⑦ (略) 8-25-1-2 (略) 8-25-2～8-25-4 (略)			⑤～⑦ (略) 8-25-1-2 (略) 8-25-2～8-25-4 (略)		
<b>8-26 電気装置</b>			<b>8-26 電気装置</b>		
<b>8-26-1 性能要件 (視認等による審査)</b>			<b>8-26-1 性能要件 (視認等による審査)</b>		
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)		
(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクسلを有する被牽引自動車の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 177 条第 5 項関係)			(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクセルを有する被牽引自動車の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 177 条第 5 項関係)		
①～⑧ (略)			①～⑧ (略)		
⑨ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。			⑨ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。		
自動車の種別 (略)	表示位置 (略)	表示 <u>(例)</u>  〈備考〉 1～2 (略) <u>3. 記号等の配置は UN R100 の附則 10 による。</u>	自動車の種別 (略)	表示位置 (略)	表示  〈備考〉 1～2 (略) <u>(新設)</u>
(4)～(7) (略) 8-26-2～8-26-22 (略) 8-27～8-101 (略)			(4)～(7) (略) 8-26-2～8-26-22 (略) 8-27～8-101 (略)		
<b>8-102 車線逸脱警報装置</b>			<b>8-102 車線逸脱警報装置</b>		
<b>8-102-1 装備要件</b>			<b>8-102-1 装備要件</b>		
専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動			専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動		

新	旧
<p>車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な<b>装備</b>を有するものにあつては、この限りでない。(保安基準第43条の6関係)</p> <p><b>8-102-2～8-102-4</b> (略)</p> <p><b>8-103～8-109</b> (略)</p> <p><b>8-110 速度計等</b></p> <p><b>8-110-1 装備要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、8-110-2(3)の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)</p> <p><b>8-110-2～8-110-4</b> (略)</p> <p><b>8-110の2</b> (略)</p> <p><b>8-111 消火器</b></p> <p><b>8-111-1</b> (略)</p> <p><b>8-111-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>8-111-1に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、消火剤の充填量は消火器1本あたりのもので判断するものとする。</u></p> <p>(保安基準第47条第2項関係、細目告示第227条第2項)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、③ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>〈参考〉</u></p> <div data-bbox="241 1249 728 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>(自動車用)</u></p> <p style="text-align: center;">型式番号 消自第      ～      号</p> <p style="text-align: center;">国家 検定</p> <p style="text-align: center;">合格 証</p> </div> <p>備考:「自動車用」の文字は赤色とし、表示の大きさは横5cm以上縦2cm以上で</p>	<p>車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な<b>構造</b>を有するものにあつては、この限りでない。(保安基準第43条の6関係)</p> <p><b>8-102-2～8-102-4</b> (略)</p> <p><b>8-103～8-109</b> (略)</p> <p><b>8-110 速度計等</b></p> <p><b>8-110-1 装備要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、8-110-2(3)の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)</p> <p><b>8-110-2～8-110-4</b> (略)</p> <p><b>8-110の2</b> (略)</p> <p><b>8-111 消火器</b></p> <p><b>8-111-1</b> (略)</p> <p><b>8-111-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>8-111-1に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係、細目告示第227条第2項)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、③ア及びイの基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧																		
<p style="text-align: center;"><u>なければならない。</u></p> <p>8-111-3～8-111-4 (略) 8-112～8-125 (略) <b>第9章 テスタ等による機能維持確認</b> 9-1～9-12 (略)</p> <p><b>9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)</b> <u>(原動機及び動力伝達装置：保安基準第8条第8項、細目告示第88条第6項、第166条第5項関係)</u> (かじ取装置：保安基準第11条第1項、細目告示第91条第2項、第169条第1項第1号ワ関係) (制動装置関係：保安基準第12条第1項、細目告示第93条第11項、第171条第11項関係) (排出ガス発散防止装置：保安基準第31条第3項、細目告示第119条第2項、第197条第2項関係) <u>(車線逸脱警報装置：保安基準第43条の6、細目告示第145条の2第4項、第223条の2第3項関係)</u> (車両接近通報装置：保安基準第43条の7、細目告示第145条の3第3項、第223条の3第3項関係) <u>(側方衝突警報装置：保安基準第43条の9、細目告示第145条の5第4項、第223条の5第4項関係)</u> (自動運行装置：保安基準第48条第2項、細目告示第150条の2第3項、第228条の2関係) (1)～(2) (略) (3) (2)の方法により、OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">装置の種類</th> <th style="width: 30%;">事例</th> <th style="width: 50%;">適合しない規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)</td> <td>・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの</td> <td><u>①7-10の2-2</u> <u>(1) [8-10の2-2(1)]</u> <u>②～⑤ (略)</u> <u>⑥7-102-2(1)</u> <u>[ 8-102-2(1) ]</u> <u>⑦ (略)</u> <u>⑧7-105-2(1)</u> <u>[ 8-105-2</u></td> </tr> </tbody> </table>	装置の種類	事例	適合しない規定	(略)	(略)	(略)	安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの	<u>①7-10の2-2</u> <u>(1) [8-10の2-2(1)]</u> <u>②～⑤ (略)</u> <u>⑥7-102-2(1)</u> <u>[ 8-102-2(1) ]</u> <u>⑦ (略)</u> <u>⑧7-105-2(1)</u> <u>[ 8-105-2</u>	<p>8-111-3～8-111-4 (略) 8-112～8-125 (略) <b>第9章 テスタ等による機能維持確認</b> 9-1～9-12 (略)</p> <p><b>9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)</b> <u>(新設)</u> (かじ取装置：保安基準第11条第1項、細目告示第91条第2項、第169条第1項第1号ワ関係) (制動装置関係：保安基準第12条第1項、細目告示第93条第11項、第171条第11項関係) (排出ガス発散防止装置：保安基準第31条第3項、細目告示第119条第2項、第197条第2項関係) <u>(新設)</u> (車両接近通報装置：保安基準第43条の7、細目告示第145条の3第3項、第223条の3第3項関係) <u>(新設)</u> (自動運行装置：保安基準第48条第2項、細目告示第150条の2第3項、第228条の2関係) (1)～(2) (略) (3) (2)の方法により、OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">装置の種類</th> <th style="width: 30%;">事例</th> <th style="width: 50%;">適合しない規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)</td> <td>・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの</td> <td><u>(新設)</u>  <u>①～④ (略)</u> <u>(新設)</u>  <u>⑤ (略)</u> <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	装置の種類	事例	適合しない規定	(略)	(略)	(略)	安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの	<u>(新設)</u>  <u>①～④ (略)</u> <u>(新設)</u>  <u>⑤ (略)</u> <u>(新設)</u>
装置の種類	事例	適合しない規定																	
(略)	(略)	(略)																	
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの	<u>①7-10の2-2</u> <u>(1) [8-10の2-2(1)]</u> <u>②～⑤ (略)</u> <u>⑥7-102-2(1)</u> <u>[ 8-102-2(1) ]</u> <u>⑦ (略)</u> <u>⑧7-105-2(1)</u> <u>[ 8-105-2</u>																	
装置の種類	事例	適合しない規定																	
(略)	(略)	(略)																	
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの	<u>(新設)</u>  <u>①～④ (略)</u> <u>(新設)</u>  <u>⑤ (略)</u> <u>(新設)</u>																	

新	旧																				
<table border="1" data-bbox="259 189 1104 252"> <tr> <td data-bbox="259 189 439 252"></td> <td data-bbox="439 189 1104 252" style="text-align: center;">(1) ] ⑨ (略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="259 256 1104 280">[適合しない規定欄の注釈]</p> <p data-bbox="259 288 1104 312">注1：[ ] 内は第8章適用車を示す。</p> <p data-bbox="259 320 1104 376">注2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。</p> <p data-bbox="259 384 1104 440">注3：①から⑨までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。</p> <div data-bbox="259 445 1104 507" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p data-bbox="259 445 1104 469">【適用関係の整理】</p> <p data-bbox="259 477 1104 501">(略)</p> </div> <p data-bbox="136 512 1104 536">(4)～(7) (略)</p> <p data-bbox="136 544 1104 568">9-14 (略)</p> <p data-bbox="136 576 1104 600">第10章～第11章 (略)</p> <p data-bbox="136 608 1104 632">別表1～別表9 (略)</p> <p data-bbox="136 639 1104 663">様式1～様式16 (略)</p> <p data-bbox="136 671 1104 695">別添1～別添2 (略)</p> <p data-bbox="136 727 1104 751">別添3 (4-14 関係)</p> <p data-bbox="495 759 759 783" style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p data-bbox="136 791 1104 815">1.～5. (略)</p> <p data-bbox="136 823 1104 847">6. 書面審査</p> <p data-bbox="136 855 1104 879">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="136 887 1104 911">6.1.～6.7. (略)</p> <p data-bbox="136 919 1104 943">6.8. 保安基準適用年月日の判定資料</p> <p data-bbox="136 951 1104 975">(1) 次表の左欄に掲げるいずれかの書面が添付されていること。</p> <p data-bbox="136 983 1104 1038">この場合において、それぞれの書面により判定する保安基準適用年月日は、同表右欄の日とする。</p> <p data-bbox="136 1046 1104 1126">なお、輸入許可年月日を保安基準適用年月日とする自動車であって、6.5. (1) ただし書きの規定により自動車通関証明書の添付が省略されているものについては、保安基準適用年月日の判定資料の添付を省略することができる。</p> <table border="1" data-bbox="203 1131 1104 1291"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 1131 656 1163">書面の種類</th> <th data-bbox="656 1131 1104 1163">保安基準適用年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 1171 656 1195">(略)</td> <td data-bbox="656 1171 1104 1195">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1203 656 1259">⑥ 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書の写し</td> <td data-bbox="656 1203 1104 1259">当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1267 656 1291">(略)</td> <td data-bbox="656 1267 1104 1291">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="136 1299 1104 1323">(2)～(3) (略)</p> <p data-bbox="136 1331 1104 1355">6.9.～6.21. (略)</p> <p data-bbox="136 1362 1104 1386">7.～9. (略)</p> <p data-bbox="136 1394 1104 1418">別表第1～別表第5 (略)</p>		(1) ] ⑨ (略)	書面の種類	保安基準適用年月日	(略)	(略)	⑥ 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1245 189 2089 252"> <tr> <td data-bbox="1245 189 1424 252"></td> <td data-bbox="1424 189 2089 252" style="text-align: center;">⑥ (略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1245 256 2089 280">[適合しない規定欄の注釈]</p> <p data-bbox="1245 288 2089 312">注1：[ ] 内は第8章適用車を示す。</p> <p data-bbox="1245 320 2089 376">注2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。</p> <p data-bbox="1245 384 2089 440">注3：①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。</p> <div data-bbox="1245 445 2089 507" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1245 445 2089 469">【適用関係の整理】</p> <p data-bbox="1245 477 2089 501">(略)</p> </div> <p data-bbox="1144 512 2089 536">(4)～(7) (略)</p> <p data-bbox="1122 544 2089 568">9-14 (略)</p> <p data-bbox="1122 576 2089 600">第10章～第11章 (略)</p> <p data-bbox="1122 608 2089 632">別表1～別表9 (略)</p> <p data-bbox="1122 639 2089 663">様式1～様式16 (略)</p> <p data-bbox="1122 671 2089 695">別添1～別添2 (略)</p> <p data-bbox="1122 727 2089 751">別添3 (4-14 関係)</p> <p data-bbox="1458 759 1744 783" style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p data-bbox="1122 791 2089 815">1.～5. (略)</p> <p data-bbox="1122 823 2089 847">6. 書面審査</p> <p data-bbox="1122 855 2089 879">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1122 887 2089 911">6.1.～6.7. (略)</p> <p data-bbox="1122 919 2089 943">6.8. 保安基準適用年月日の判定資料</p> <p data-bbox="1122 951 2089 975">(1) 次表の左欄に掲げるいずれかの書面が添付されていること。</p> <p data-bbox="1122 983 2089 1038">この場合において、それぞれの書面により判定する保安基準適用年月日は、同表右欄の日とする。</p> <p data-bbox="1122 1046 2089 1126">なお、輸入許可年月日を保安基準適用年月日とする自動車であって、6.5. (1) ただし書きの規定により自動車通関証明書の添付が省略されているものについては、保安基準適用年月日の判定資料の添付を省略することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1189 1131 2089 1291"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1131 1641 1163">書面の種類</th> <th data-bbox="1641 1131 2089 1163">保安基準適用年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1171 1641 1195">(略)</td> <td data-bbox="1641 1171 2089 1195">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1203 1641 1259">⑥ 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書の写し</td> <td data-bbox="1641 1203 2089 1259">当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1267 1641 1291">(略)</td> <td data-bbox="1641 1267 2089 1291">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1122 1299 2089 1323">(2)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1122 1331 2089 1355">6.9.～6.21. (略)</p> <p data-bbox="1122 1362 2089 1386">7.～9. (略)</p> <p data-bbox="1122 1394 2089 1418">別表第1～別表第5 (略)</p>		⑥ (略)	書面の種類	保安基準適用年月日	(略)	(略)	⑥ 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日	(略)	(略)
	(1) ] ⑨ (略)																				
書面の種類	保安基準適用年月日																				
(略)	(略)																				
⑥ 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日																				
(略)	(略)																				
	⑥ (略)																				
書面の種類	保安基準適用年月日																				
(略)	(略)																				
⑥ 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日																				
(略)	(略)																				

新	旧
<p>別紙 (略)  <b>第 1 号様式～第 12 号様式 (略)</b>  別添 4～別添 14 (略)</p> <p>別添 15 (7-119 関係)</p> <p style="text-align: center;"><b>ワンマンバスの構造要件</b>  (平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用)</p> <p>1. ～2. (略)  <b>3. 構造要件</b>  3.1. (略)  <b>3.2. 乗降口の扉の開閉装置等</b>  乗降口の扉の開閉装置は、次の構造を有するものであること。  (1) ～ (2) (略)  (3) 乗降口の扉 (前扉を除く。) を閉じた後でなければ発車することができない構造であること。  <u>この場合において、乗降口の扉 (前扉を除く。) が開放している間アクセルペダルの作動を抑制する装置 (いわゆるアクセルインターロック) を備えた自動車は、この要件に適合するものとする。</u>  <u>なお、</u>上記の構造の解除装置を備えた場合にあつては、当該解除装置が運転者席において容易に操作できないものであること。  (4) (略)  <b>3.3. ～3.10. (略)</b></p>	<p>別紙 (略)  <b>第 1 号様式～第 12 号様式 (略)</b>  別添 4～別添 14 (略)</p> <p>別添 15 (7-119 関係)</p> <p style="text-align: center;"><b>ワンマンバスの構造要件</b>  (平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用)</p> <p>1. ～2. (略)  <b>3. 構造要件</b>  3.1. (略)  <b>3.2. 乗降口の扉の開閉装置等</b>  乗降口の扉の開閉装置は、次の構造を有するものであること。  (1) ～ (2) (略)  (3) 乗降口の扉 (前扉を除く。) を閉じた後でなければ発車することができない構造であること。</p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、</u>上記の構造の解除装置を備えた場合にあつては、当該解除装置が運転者席において容易に操作できないものであること。  (4) (略)  <b>3.3. ～3.10. (略)</b></p>

附則 (令和 7 年 12 月 23 日規程第 21 号)

この規程は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。